

平成28年度から普通徴収を希望される場合は、「普通徴収切替理由書」の添付が必ず必要となり、普通徴収切替理由書に記載された普Aから普Fの条件に必ず該当する必要があります。従業員の個人的理由で普通徴収を選択することはできません。

見本

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

市区町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	2人
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下)	3人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	4人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	5人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	6人
合計		21人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

総従業員数(伊勢原市以外に居住の従業員も含む人数)から、普B～普Fに該当する従業員数(こちらも伊勢原市以外に居住の従業員も含む人数)を差し引いた人数が2名以下であれば「普A」に該当します。
※普A該当者自体は本来特別徴収しなければならない条件に該当しますが、その方々の人数が2名以下であれば、その方々も普通徴収への切り替えが可能となります。

従業員が他の事業所でも勤務をしていて、そちらで特別徴収をする予定の場合「普B」に該当します。

昨年従業員に支払った給与額が100万以下の場合、もしくは今年支払う給与額が少なくなる見込みで、市・県民税を給与から差し引けなくなる可能性がある場合は「普C」に該当します。

従業員への給与支払いがされない月があったり、支払額が月によって違うため、毎月市・県民税を給与から差し引くのが難しい場合は「普D」に該当します。

個人事業主の専従者となっている従業員の場合は「普E」に該当します。

給与支払報告書提出時点ですでに退職している従業員、もしくは5月末日までに退職することが決まっている従業員の場合は「普F」に該当します。

普A～普Fの人数の合計を記入して下さい。ここに記入する人数と、提出する普通徴収希望の給与支払報告書に枚数は必ず一致させてください。